

2018年12月21日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社 JC サービス  
株式会社グリーンインフラレンディング

### グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社 JC サービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資者の皆様にご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済につきましては、本年11月30日、「株式会社グリーンインフラレンディングの募集案件のうち、太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）につきましては既に売却等の契約が完了しており、関連会社を通して株式会社グリーンインフラレンディングに元本返済が完了しています。これらにつきましては、株式会社グリーンインフラレンディングにおいて、12月中旬頃の投資家の皆さまへの分配を目指しています。」とお知らせしているところです。

現在、本件につきましては、当社並びにG I L社より、maneo マーケット株式会社（以下、「MM社」といいます。）及び同社に設置された経営改善委員会に対し、MM社が本年7月5日に停止したG I L社のファンド管理システムの提供再開を申し入れています。

当該ファンド管理システムは、G I L社に使用権があり、ファンドの出資者の方々に対して出資金や分配金等の償還を行うに際し必要不可欠なシステムです。

G I L社では、償還等に必要な銀行口座情報も当該ファンド管理システム内に存在しているため、G I L社の投資家に対して償還等が行えない状況です。

ご承知の通り、関東財務局は、本年7月13日にMM社に対して、「投資者間の公平に配慮しつつ、投資者保護のための万全の措置を講ずること」を命じております。当社およびG I L社としましては、G I L社への返済が完了している貸付事業の案件については、当該案件の投資家に対する償還等を実施することこそ、関東財務局が求めているような、投資家間の公平性、投資家保護に資すると考えており、MM社を通じてご理解いただき、MM社にて当該ファンド管理システムの提供再開が行われることを望んでいます。

また、匿名組合契約の約款にもある通り、G I L社は、投資家（匿名組合員）と匿名組合契約を締結して匿名組合出資金をもとに貸付事業を行っております関係上、匿名組合営業者（G I L社）としての判断により、ファンドの出資者の方々に対して出資金や分配金等の償還等が行えることになっております。

引き続き、当社及びG I L社は、元本回収済みの資金について一刻も早い償還を行うべく、MM社やMM社を通じて関係各所に対して、「投資者間の公平性、投資家保護」に向けてご理解が得られるように働きかけを行って参ります。

投資家の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上